

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は下記業務委託に適用する。

委 託 名 : 新改委託（社会）第1号 向井原線道路詳細設計業務委託

委託場所名 : いちき串木野市 上名 地内

第2条 本特記仕様書において、甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。

第3条 受託者の義務

1. 設計業務の意図及び目的を十分に理解したうえ、基準に適合し、所定の強度、耐久性、経済性、施工性、美観、環境衛生、維持管理性、走行性、安全性などの諸要素を満足するよう最高の技術を発揮しなければならない。
2. 本設計に関して知り得た知識は、監督員の承認なくして第三者に漏らしてはならない。また、製作者、施工業者等の下請けさせてはならない。
3. 成果品はすべて甲の所有とし、甲の許可を受けないで、他に公表、貸与または使用してはならない。
4. 委託時に提示された設計資料は、業務終了後提出書類とともに、これを返還すること。

第2章 測量設計基準

第4条 測量設計にあたっては、最新の次の令、指針及び基準によるものとする。

- (1) 設計業務等共通仕様書（九州地方整備局）
- (2) 設計業務等共通仕様書（鹿児島県）
- (3) 調査・測量業務委託共通仕様書（鹿児島県）
- (4) 用地測量等共通仕様書（鹿児島県）
- (5) 公共測量規定（鹿児島県）
- (6) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (7) 土木工事設計要領 第Ⅰ編～第Ⅲ編（九州地方整備局）
- (8) 土木工事共通仕様書（九州地方整備局）
- (9) 鹿児島県道路事業の手引き（鹿児島県道路建設課・道路維持課）
- (10) 道路土工指針（日本道路協会）
- (11) 鹿児島県道路事業設計基準（鹿児島県）
- (12) 土木構造物設計マニュアル（案）にかかる設計・施工の手引き（国土交通省）
- (13) 公共コスト縮減対策に関する行動指針
- (14) いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例
- (15) いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則
- (16) その他の指針、便覧及び要綱

なお、上記により難しい場合または記載なき場合は、国土交通省及び日本道路公団などの設計要領に準拠することができる。

- 第5条 本特記仕様書及び添付図書等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- 第6条 関係法則等の遵守については、違反のないように充分注意しなければならない。
- 第7条 本業務に必要な設計範囲について、状況を踏まえ十分に調査するものとする。また、調査の内容を報告書にまとめるとともに、設計上重要と思われるものについては、カラー写真を撮り写真帳を作成するものとする。コスト縮減については、項目及び内容を詳細に整理すること。
1. 地形、地質等の自然状況
 2. 道路、交差点道路、取り付け道路、水路の状況等
 3. 民家、民地等の周辺状況
 4. 工事用道路、施工ヤード等の問題点
 5. 地上、地下障害条件
 6. その他必要と思われるもの

第3章 業務内容

第8条 測量業務

- 1) 請負者は、測量に使用する機器について「公共測量 作業規程の準則」に定める、検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。
- 2) 平面は監督員が提供する平面図（CAD）を使用し、現地踏査において現地と相違がないか確認すること。縦横断図についても同様とする。
~~また、平面図にて必ず法線・縦横断測量の打ち合わせを行い法線決定後に各測量を行うこと。~~
- 3) 法線測量は20mごとに測点の設置を原則とし、地盤の急な変化及び必要と認められる箇所には中間点を設置すること。
- 4) 縦断測量は、2) で設置した測点及び必要な既設構造物等細部にわたり実測すること。
- 5) 受託者は、測量を実施するため、国・公有または私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督職員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な測量の進捗をきさなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。
- 6) 受託者は、測量を実施するため、宅地または垣根・柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難な場合は、占有者に迷惑を及ぼさないように十分注意して立ちいるものとしこの場合においても遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。
- 7) 受託者は、測量等を実施のため、植物・垣根・柵等の伐採もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得て行うものとする。
- 8) 踏み荒らし、伐採等については、最小限に留め終了後の原形復旧等は、全て請負者により行うものとする。用地幅杭については監督員の承諾を得てから打設すること。

9) 沿道対応

現地調査等に当たっては、土地、物件等に損害を与えないとともに、民地・学校敷地の立入りについては、地元住民の意見等に留意すること。また、業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応し、その結果を監督員に報告する。

第9条 設計業務

1) 道路設計

本業務は、向井原線の歩道付け替えを行う向井原線道路改良事業の中の道路詳細設計業務である。既存の設計案を精査し、または作成し、強度、耐久性、経済性、施工性、環境衛生、維持管理性、安全性等の総合的な検討案を作成のうえ甲と協議を進め、設計案を選定すること。なお、作成・協議に当たっては、本業務に精通した技術者が行うものとする。なお、納品後においても、監督員より指示があった場合は応じなければならない。

2) 沿道対応

現地調査等に当たっては、土地、物件等に損害を与えないとともに、民地の立入りについては、地元住民の意見等に留意すること。また、業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応し、その結果を監督員に報告する。

3) その他

特殊な工法、計算方法（構造計算・流量計算含む）等についてはその出典を明らかにし、明瞭、簡略な報告書となるよう創意工夫すること。なお、監督員より指示のあった資料について

は成果品に添付のうえ提出すること。また、構造上試験が必要と判断される場合は、監督員に報告し、指示をうけること。

第10条 ~~——~~ 用地業務

~~原則、設計内容のとおりとする。業務については、相関図の作成及び登記資料の収集整理とし、進方について監督員と協議すること。~~

~~最新の登記法に基づく様式、資料とする。（図根点、基準点、1本ごとの境界杭、立会証明写真などの添付）なお、登記については嘱託登記としているが納品後においても、監督員より指示があった場合は応じなければならない。~~

第11条 ~~——~~ 補償業務

~~原則、設計内容のとおりとする。業務については、設計において決定した用地幅内（工事影響部も含める）の補償物件調査を行い、九州用地対策連絡会の定める最新単価により補償金を算定し、権利者ごとに製本する業務とする。また、補償物件の写真、配置図等も添付すること。作成・協議に当たっては、本業務に精通した技術者が行うものとし、監督員と打ち合わせを行うこと。なお、納品後においても、監督員より指示があった場合は応じなければならない。~~

第12条 成果品の提出

成果品は要領に基づき電子データを作成し測量・設計・用地業務と分冊し提出するものとする。

成果品は下記のとおりである。（データについては1枚のCDにまとめる）

1) 設計検討書（工法、経済比較等）

2) 数量計算書（成果品の印刷物の他にエクセル等データ CD 等にて納品する）	1 部
3) 設計概要書	1 部
4) 用地平面図、実測図	1 部
5) 測量観測手簿または野帳（紙ベースの他に PDF CD 等にて納品する）	1 部
6) 測量計算簿または成果表（紙ベースの他に PDF CD 等にて納品する）	1 部
7) 打合せ協議簿	1 部
8) 縮小版（観音開き、他に A1 サイズは成果の後に図面袋に折込む）	1 部
9) 図面データを sfc ファイルで CD 等にて納品する。	正・副
10) その他 監督員より指示のあったもの	1 部

第 13 条 成果品のサイズは、下記のとおりとすること。

検討書・計算書等

A4 版

第 4 章 その他

第 14 条

乙は、契約書に定められた作業計画及び実施工程表を、監督職員に提出しなければならない。

1. 本委託の実施にあたって、適正な設計を円滑に施工するため、技術者と監督職員に常に綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。
2. 着手時と納品時に、管理技術者が立ち会わなければならないものとする。

第 15 条

業務遂行において疑義が生じた場合

閲覧図書並びに本特記仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義を生じた場合には、監督職員と協議の上、その指示にしたがうものとする。

第 16 条 業務実績データ作成・登録

委託金額 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TEC R I S）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後速やかに登録するものとする。

登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行された後、乙はその写しを監督職員に速やかに提出しなければならない。

また、登録の期限は次のとおりとする。

時期	登録期限
受注時	契約締結後 10 日以内
変更時	変更のあった日から 10 日以内 ※ただし、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は変更の提出を省略できる。
完了時	業務完了後 10 日以内

第 17 条 地下埋設物、支障物件

調査測量時に地下埋設物支障物件の調査を行い、埋設物が有る場合は横断図に図示する。このとき、図面には何の埋設物かを図示すること。なお工事に支障のあるものについても詳細を表示し取り壊し物件の作図、数量を計上するものとする。

第 18 条 打合せ書の提出

打合せ書を提出する際は(別紙)第 3 号様式を鑑として添付すること。

第 19 条 納品前の成果提出について

当該業務は、他事業との連携を図る必要があることから、竣工期限前に図面および数量の提供を依頼することがある。(R7.6 月末目途)

第 20 条 その他

当該業務における測量作業が必要な場合は、監督員に報告を行い、指示を受けてから着手すること。その場合変更対象とする。